

宮津市公告第 40 号

条件付一般競争入札の実施について

重要文化財 旧三上家住宅保存活用計画策定業務について、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び宮津市財務規則（昭和 40 年規則第 13 号）第 104 条の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 10 日

宮津市長 城崎 雅文

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 重要文化財 旧三上家住宅保存活用計画策定業務
- (2) 業務場所 宮津市字 河原 1850 番地
- (3) 業務期間 契約日の翌日から令和 9 年 3 月 26 日まで（※債務負担行為に係る契約）
- (4) 業務概要 重要文化財である旧三上家住宅の適切な保存と活用方法を示し、後世に伝えていくための基本計画である「重要文化財 旧三上家住宅保存活用計画」を文化庁の定める「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定」、「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」に基づいて作成する。
- (5) 業務仕様 別紙「重要文化財建造物旧三上家住宅保存活用計画策定業務仕様書」のとおり

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市教育委員会事務局社会教育課社会教育係（文化財保護担当）
宮津市福祉・教育総合プラザ（宮津阪急ビル 4 階）

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字浜町 3012

電話番号 0772-45-1642

ファックス番号 0772-22-8438

E-mail b-shinkou@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならないものとする。

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録を受けていること
- (2) 次の各号に該当しないこと
 - ① 成年後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
 - ② 資格確認申請書提出時までに市税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - ③ 資格確認申請書提出時までに市が発注した建築関係コンサルタント業務に関する債務を履行していない者
 - ④ 資格確認申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - ⑤ 資格確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、宮津市の競争入札において指名停止とされた者
 - ⑥ 宮津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当する者
- (3) 京都府内に本社、支社又は営業所等を置く者であること
- (4) 平成 27 年度以降において、文化庁の定める「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定」、「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」に基づいて歴史的建造物（国又は地方公共団体によって指定あるいは登録を受けている建造物、またはこれらに準じる伝統的

建造物。)の保存活用計画策定の完了実績を有すること。

- (5) 同種の文化財建造物保存活用計画策定業務に直接関わった実務実績を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を専任で配置できること。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

ア 同種業務実績調書（別記様式2）

3に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を少なくとも2件、別記様式2に記載すること。

イ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の業務の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

また、業務履行に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

また、技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

(ア) アの同種業務の実績及びイの配置予定技術者の経験として記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書の写しそれらの工事の内容が確認できる図書等の写し

(イ) イの技術者の資格要件として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し及び配置予定技術者の経験として記載した業務に従事したことは確認できる図書の写し

5 入札に参加する手続き等

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間

令和7年7月10日(木)から令和7年7月18日(金)までの午前9時から午後4時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。

- (2) 設計図書等（業務仕様書・業務費内訳表（金額抜き））の閲覧期間

令和7年7月10日(木)から令和7年7月30日(水)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※宮津市HPに掲載する。

※設計図書等は、宮津市ホームページに掲載する。

- (3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付

令和7年7月11日(金)から令和7年7月18日(金)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

ただし、郵送の場合は令和7年7月18日(金)の午後4時までに必着とする。

- (4) 設計図書等に関する質問

令和7年7月24日(木)まで

ただし、郵送の場合は令和7年7月24日(木)の午後4時までに必着とする。

(6) 設計図書等に関する質問の回答

令和7年7月25日(金)に宮津市ホームページに掲載する。

※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該業務の入札に参加することができないものとする。

- (1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札日時等

(1) 入札日時 令和7年8月1日(金) 午後1時30分

(2) 入札場所 宮津市福祉・教育総合プラザ(宮津阪急ビル4階) 応接会議室
(京都府宮津市宇浜町3012)

(3) 持参するもの

ア 入札書

イ 印鑑

法人の場合は代表者印、代理人が入札する場合は委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印

ウ 委任状(代理人が入札する場合のみ)

9 入札の方法等

(1) 入札の執行回数は1回とする。

(2) 入札書に記載する金額

入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書と合わせて金額を記載した業務費内訳書を提出すること。

(3) 代理人により入札しようとするときは、委任状を入札前に提出すること。

(4) 郵便による入札は認めない。

(5) 入札金額は「千円止め」とする。

(6) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をしたとき。

ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。

カ その他入札条件に違反したとき。

10 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を

もって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除とする。
- (2) 契約保証金については、免除とする。

12 支払条件

- (1) 委託料の支払については、債務負担行為に係る契約として、契約時に令和7年度業務分及び令和8年度業務分の出来高予定額、支払限度額を設定して、当該年度業務の完了を確認の上、当該年度の支払限度額の範囲において支払うものとする。
- (2) 前払金については、なしとする。
- (3) 部分払については、なしとする。

13 その他

- (1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該業務に配置すること。
- (2) その他については、宮津市財務規則の規定に示すとおりとする。